

## 第8章 事業計画の検討

### 8.1 事業方式の検討

ごみ処理施設の運営には、施設整備や維持管理に多額の費用が必要となります。厳しい財政状況の中では、民間の創意工夫等を活用して事業の効率化を図ることが重要です。ここでは、従来の公設公営方式に加え、PFI方式<sup>1</sup>、DBO方式などの行政と民間が連携した事業方式について、概要や特徴等を整理し、広域処理する場合に採用する事業方式の検討を行います。

#### (1) 事業方式の種類

行政と民間が連携した事業方式は、B (Build: 建設)、O (Operate: 運営)、T (Transfer: 譲渡)、O (Own: 所有)、D (Design: 設計) の組合せにより、表 8-1 のとおりに分類されます。

近年の採用事例が多い DBO 方式は、施設の設計施工・維持管理の全般に民間のノウハウや創意工夫を活用でき、全体的な効率化とコスト削減が図られることが大きな特徴です。

表 8-1 事業方式の種類

		公設公営		公設民営		民設民営 (PFI)		
		直営	委託	DB+ 長期包 括委託	DBO <sup>2</sup>	BT0 <sup>3</sup>	BOT <sup>4</sup>	BOO <sup>5</sup>
民間関与度		小 ←—————→ 大						
計画策定		行政	行政	行政	行政	行政	行政	行政
資金調達		行政	行政	行政	行政	行政/民間	民間	民間
設計建設		行政	行政	行政	行政/民間	民間	民間	民間
運営		公共	民間	民間	民間	民間	民間	民間
施設の 所有	建設時	行政	行政	行政	行政	民間	民間	民間
	運営時	行政	行政	行政	行政	行政	民間	民間
	事業後	行政	行政	行政	行政	行政	行政	民間
事業後の撤去費用		公共	行政	行政	行政	行政	行政	民間

<sup>1</sup> 建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

<sup>2</sup> DBO (設計-建設-運営)。民間に設計、建設、運営を一括して委ねる事業方式。資金調達は行政が行います。

<sup>3</sup> BT0 (建設-譲渡-運営)。民間が施設を建設した後、施設の所有権を行政に移管した上で、民間がその施設を管理運営します。

<sup>4</sup> BOT (建設-運営-譲渡)。民間が施設を建設し、事業契約期間にわたり管理運営します。事業終了後に行政に施設の所有権を移管します。

<sup>5</sup> BOO (建設-所有-運営)。民間が施設を建設し、そのまま保有し続けて事業を運営します。事業終了後に行政に所有権を移管せず、施設を解体撤去します。

## (2) 各事業方式の長所と短所

各事業方式の特徴は、表 8-2 に示すとおりです。

表 8-2 各事業方式の特徴

事業方式	特徴
公設公営	事業の責任が行政にあることが明確で、市民の信頼を得やすい。一方で、維持管理に係る契約が短期となるため、年度ごとの費用の平準化が図りにくい。
DBO	民間事業者が運営段階を見越して施設建設に携わることで、コストパフォーマンスの高い施設の建設が可能となるほか、運営面においても、長期にわたって効率的な維持管理が可能となるなど、行政側での総事業費の削減効果が期待できる。
BT0	施設の所有権が行政にあるため、行政のニーズに合わせて機能・用途等の変更が可能
BOT	建物所有時に発生し得る大部分のリスクが民間事業者に移転される。民間事業者は建物の性能・機能を維持する義務を負い、行政は、当該義務が遵守されない場合、罰則を課すことができる。
B00	大部分のリスクが民間事業者に移転される。

## (3) 焼却施設に係る事業方式の採用実績

平成 26 年度から令和 2 年度までの焼却施設受注実績での各事業方式の導入状況は、表 8-3 に示すとおりです。

DBO 方式が 62 件と最も多く、次いで公設公営方式が 33 件となっています。松山市西クリーンセンターでも、DBO 方式が採用されています。

令和 2 年度の DBO 方式の主な事例は、表 8-4 に示すとおりです。

表 8-3 各事業方式の導入状況

事業方式	導入状況							
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
公設公営	6	7	3	3	5	2	7	33
DBO	5	9	9	10	11	6	12	62
DB+0	4	2	2	0	1	0	0	9
PFI	BT0	0	1	0	1	0	1	4
	BOT	0	0	0	0	0	0	0
	B00	0	0	0	0	0	0	1

出典：公共投資ジャーナル社環境施設 平成 26 年度～令和 2 年度の熱回収施設/焼却施設発注実績

表 8-4 DBO 方式による契約実績（令和 2 年度に受注者が決定した施設）

No	自治体名	処理方式	処理能力 (t/日)	受注企業	運営期間
北海道	札幌市	ストーカ	600	タクマ	20 年
北海道	西いぶり広域連合	ストーカ	149	日鉄エンジニアリング	20.5 年
東京	小平・村山・大和 衛生組合	ストーカ	236	川崎重工業	24 年
石川	七尾市	ストーカ	70	荏原環境プラント	20 年
石川	輪島市穴水町 環境衛生施設組合	ストーカ	35	プランテック	20 年
福井	若狭広域行政 事務組合	ストーカ	70	JFE エンジニアリング	20 年
愛知	西知多医療 厚生組合	ストーカ	185	タクマ	20 年
岡山	倉敷市	ストーカ	300	JFE エンジニアリング	20 年
広島	福山市	ストーカ	600	JFE エンジニアリング	20 年
佐賀	佐賀県東部 環境施設組合	ストーカ	172	日立造船	30 年
熊本	宇域広域連合	ストーカ	86	日立造船	20 年
鹿児島	南薩地区 衛生管理組合	ストーカ	145	日立造船	20 年

出典：公共投資ジャーナル社 環境施設 2021.6

#### （４）事業方式の選定

ごみ処理施設の整備事業には、前述のとおり、DBO 方式の採用が増えている状況です。事業範囲やリスク分担などの条件にもよりますが、民間事業者を活用した場合、施設の建設費、運営費を合計した総事業費は、公設公営方式よりも削減されることが期待できます。

したがって、本構想では、DBO 方式を採用することを想定して、概算事業費や工程計画等の検討を進めます。

ただし、民間事業者に施設運営を任せる場合には、DBO 方式を導入することによる効果の検証や、要求水準書や契約書に定めた業務が確実に履行されるよう、モニタリングの徹底が必要であるなど、留意点や課題等もあるため、今後も十分な検討が必要です。

## 8.2 概算事業費の算定

新設とする場合と松山市南クリーンセンターを延命化する場合の概算事業費を算定します。

なお、中継施設の費用については、既存施設の利用も考えられるため、今回の算定対象からは除外します。

### (1) 新設とする場合

新設とする場合の事業費は、以下の方法により算定します。

#### ● 新設とする場合の事業費＝建設費＋運営費

- 建設費＝施設規模×t/日当たりの建設単価÷落札率×物価変動率
- 運営費＝施設規模×t/日当たりの運営単価÷落札率×物価変動率×運営期間
  - t/日当たりの建設・運営単価は、焼却施設整備に係る他都市事例（粗大ごみ処理施設併設、ストーカ炉、発電有り、熔融施設無し）に基づき設定する。
  - 落札率は、予定価格と入札価格の実績から算出した平均値とする。
  - 物価変動率は、「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」（日本銀行）の変動率を基に設定する。
  - 運営期間は、最も実績の多い20年間と仮定する。

#### ① 施設規模

建設費、運営費の算出に用いる施設規模は、第5章で算定した範囲のうち最大値を採用し、焼却施設210t/日、粗大ごみ処理施設46t/日と想定します。

#### ② 工事発注予定年度

物価変動率を検討する上で、工事発注予定年度を設定する必要があります。これまでの実績などから、工事の設計・実施が4年必要であると仮定し、第5章で施設の稼働予定年度を令和14年度に設定していることから、事業者選定は、令和9年度に行われるものとします。

#### ③ t/日当たりの建設・運営単価

上記で設定した施設規模と同等程度の施設の発注・受注実績は表8-5に、これらの実績を基に整理した施設規模と建設・運営単価の関係は図8-1及び図8-2に示すとおりです。

210t/日の焼却施設を整備する場合のt/日当たりの建設・運営単価は、ここで得られる相関式に、変数X=210を代入して得られる値を採用するものとします。建設単価は8,189万円/(t/日)、1年当たりの運営単価は295万円/(t/日)・年となります。

表 8-5 松山ブロックの新施設と同等程度の施設の発注・受注実績（2015年度～2020年度実績より抽出）

都道府県名	事業主体	受注年度	焼却処理能力 [t/日]	粗大処理能力 [t/日]	予定金額 [百万円]	受注額 [百万円]	落札率 [%]	建設費 受注額 [百万円]	運営費 受注額 [百万円]	建設単価 [万円/(t/日)]	運営単価 [万円/(t/日)・年]	運営期間
神奈川	高座清掃組合	H27	245	14	40,462	28,900	71.4	16,260	12,640	6,637	258	20年
長崎	佐世保市	H28	110	17	20,846	20,720	99.3	11,460	9,260	10,418	561	15年
茨城	霞台厚生施設組合	H29	215	22	31,410	27,000	86.0	15,300	11,700	7,116	272	20年
奈良	香芝・王寺環境施設組合	H30	120	7	21,700	21,530	99.2	12,630	8,900	10,525	371	20年
滋賀	守山市	H30	71	10.68	19,116	14,600	76.4	6,700	7,900	9,437	556	20年
愛知	知多南部広域環境組合	H30	283	14	40,196	27,345	68.0	17,623	9,722	6,227	172	20年
鹿児島	南薩地区衛生管理組合	R2	145	16	32,103	25,700	80.1	15,263	10,437	10,526	360	20年
岡山	倉敷市	R2	300	20	49,005	34,560	70.5	18,740	15,820	6,247	264	20年
愛知	西知多医療厚生組合	R2	185	21	29,717	25,900	87.2	15,235	10,665	8,235	288	20年
北海道	西いぶり広域連合	R2	149	32	33,091	33,090	99.9	19,487	13,603	13,079	445	20.5年

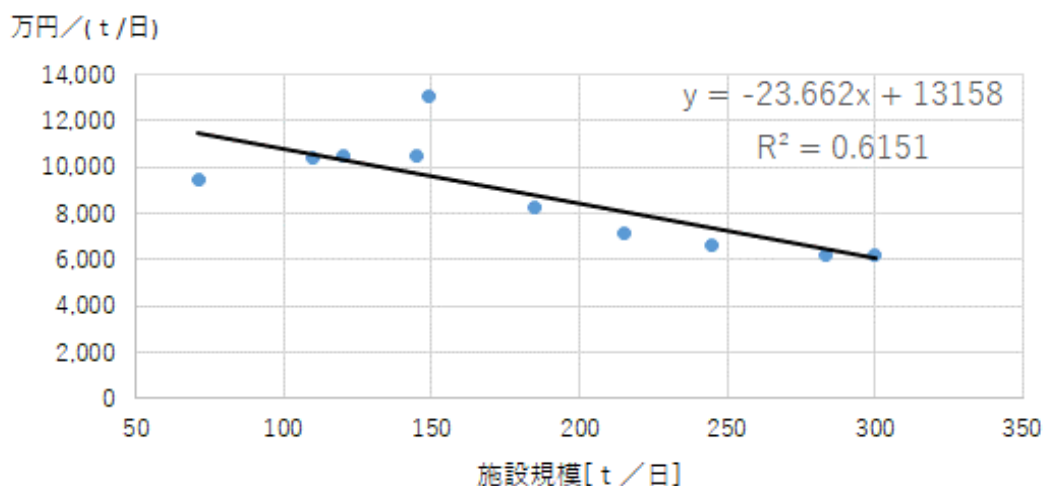


図 8-1 施設規模と建設単価の関係<sup>6</sup>

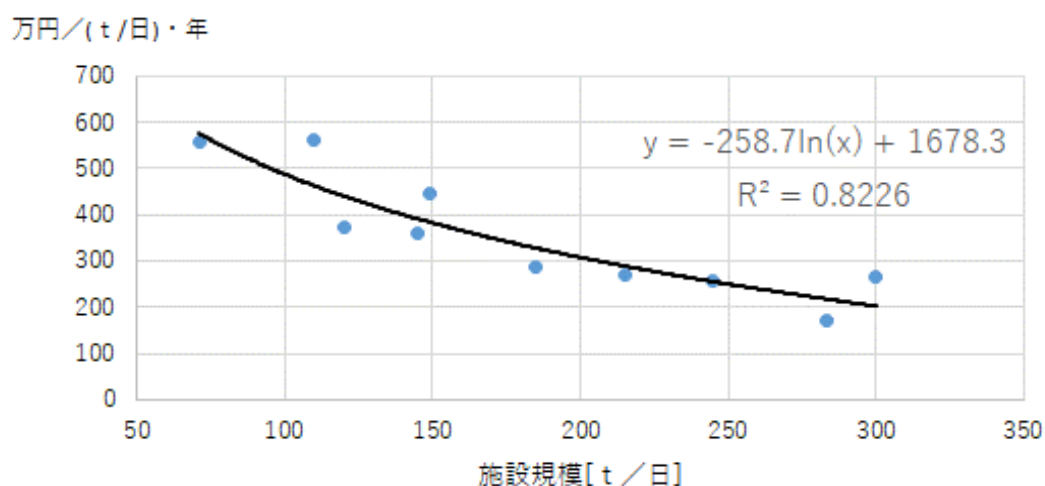


図 8-2 施設規模と運営単価の関係

④ 落札率

「③ t/日当たりの建設・運営単価」で設定した単価は、落札金額に基づいて算出していますが、事業費を算出するに当たっては、落札率で除すことにより、予算ベースでの費用を算出する必要があります。

落札率は、表 8-5 に示す他都市事例の落札率の平均値を採用するものとし、84%とします。

<sup>6</sup> 近年整備された粗大ごみ処理施設併設の焼却施設は、焼却施設と粗大ごみ処理施設の一括発注となっている場合が多く、焼却施設と粗大ごみ処理施設の両方の規模に応じた相関関数を作成することは困難であるため、ここでは、焼却施設と粗大ごみ処理施設を一括で発注している実績のみを抽出した上で、焼却施設の規模と各種単価との相関式を作成することとしました。

⑤ 物価変動率

物価変動率には、図 8-3 に示す企業向けサービス価格指数（日本銀行）の変動率を用いるものとします。同指数は、ほぼ年 1% の増加傾向にあるため、基準年度から n 年後にごみ処理施設を発注する場合の物価変動率を 1.01 の n 乗で算出します。

前述の「③ t/日当たりの建設・運営単価」で設定した単価は、平成 30 年度（表 8-5 の受注年度の平均）の金額であり、工事発注予定年度との間に 9 年間の差があるため、n に 9 を代入し、物価変動率を 1.09 とします。

ただし、物価変動率は、コロナ禍後の社会状況、働き方改革の推進、生産年齢人口の減少等により変動すると考えられるため、必要に応じて見直す必要があります。

企業向けサービス価格指数（総平均）は、前年比+1.0%。  
 企業向けサービス価格指数（総平均<除く国際運輸>）は、前年比+0.9%。

指数は2015年平均=100、%

	総平均						
				(参考) 総平均 (除く国際運輸)			
	指数	前年比	前月比	指数	前年比	前月比	
2018 年	102.2	1.2	-	102.2	1.1	-	
2019	103.3	1.1	-	103.3	1.1	-	
2020	104.2	0.9	-	104.3	1.0	-	
2020 年	7月	104.0	r 1.3	0.4	104.1	r 1.4	0.3
	8月	104.0	r 1.3	0.0	r 104.0	r 1.2	r -0.1
	9月	r 104.1	r 1.4	r 0.1	r 104.2	r 1.5	r 0.2
	10月	104.4	-0.4	r 0.3	104.5	r -0.2	r 0.3
	11月	104.6	-0.4	0.2	104.7	-0.3	0.2
	12月	104.8	r -0.1	0.2	104.9	0.0	0.2
2021 年	1月	104.3	-0.4	-0.5	104.4	-0.2	-0.5
	2月	104.6	0.0	0.3	104.6	0.0	0.2
	3月	105.3	0.7	0.7	105.3	0.6	0.7
	4月	104.9	r 1.1	-0.4	104.8	r 1.0	-0.5
	5月	104.8	1.5	-0.1	104.7	1.3	-0.1
	6月	r 104.8	r 1.2	r 0.0	r 104.7	r 0.9	r 0.0
	7月	105.1	1.1	r 0.3	105.0	0.9	r 0.3
8 月 速 報	105.0	1.0	-0.1	104.9	0.9	-0.1	

(注) 1. 国際運輸は、次の5品目が該当（次頁以降も同様）。  
 「国際航空旅客輸送」、「外航貨物輸送（除外航タンカー）」、「外航タンカー」、  
 「国際航空貨物輸送」、「国際郵便」  
 2. r:訂正值

出典：日本銀行調査統計局

図 8-3 企業向けサービス価格指数（令和 3 年 8 月速報）

⑥ 概算事業費の算定結果

概算事業費の算定結果は、表 8-6 に示すとおりです。

建設費は 224 億円、運営費は 162 億円<sup>7</sup>となり、新設とする場合の事業費は、合計で 386 億円となります。

ただし、これは他市の落札実績から簡易的に計算したものであり、粗大ごみの処理方式によって建設費が変動するほか、売電の取扱いや搬入台数によって運営費が変動することなどが予想されます。

さらに、第 6 章で設定した建設予定地で施設を整備する際に必要と想定される浸水対策費や道路整備費、既存施設解体費を見込んでいないため、今後主要部分の仕様が決定した後、プラント業者への見積り等による詳細検討を行う必要があります。

表 8-6 概算事業費の算定結果<sup>8</sup>

項目	建設費	運営費	備考
焼却施設の施設規模[t/日]	210		
t/日当たり単価	8,189	295	建設費：[万円/(t/日)] 運営費：[万円/(t/日)・年]
落札率[-]	0.84		
物価変動率[-]	1.09		
運営期間[年]	—	20	運営費のみ考慮
概算事業費[億円]（※税抜）	224	162	

<sup>7</sup> 運営期間 20 年間の総額

<sup>8</sup> 四捨五入の関係で数値が合わないことがあります。



## (2) 松山市南クリーンセンターを延命化する場合

延命化工事に係る概算事業費は、事業実施主体ごとに工事内容が大きく異なり、受注実績から推計することは困難であるため、延命化工事を実施する可能性が高い既存施設の受注メーカーへのヒアリングを基に検討します。

既存メーカーへのヒアリングによると、松山市南クリーンセンターを延命化する場合の概算事業費は、241.3億円(大規模型)、206.3億円(小規模型)となります。

参考として、同程度の規模・内容の延命化工事を実施した他都市の実績を表8-7に示します。

概算運営費は、処理施設の規模や運営形態により大きく異なるため、既存メーカーへのヒアリング結果と比較することは適当ではありませんが、概算工事費については、同程度の規模の施設を抽出しているため、比較によりその妥当性を一定程度検証することができます。

他都市の事例と比較すると、既存メーカーへのヒアリングに基づき試算した概算工事費と著しいかい離はないため、ヒアリングに基づく事業費を要するものと想定して検討を進めます。

なお、新設とする場合と同様に、浸水対策費は見込んでいないため、今後主要部分の仕様が決定した後、再度詳細に検討を行う必要があります。

表 8-7 概算事業費の算定

	概算事業費 (税抜、億円)	概算工事費 (税抜、億円)	概算運営費 (税抜、億円)		
			総額	契約年	1年 当たり
大規模型	241.3	88	153.3	15	10.2
小規模型	206.3	53	153.3	15	10.2
自治体 A (大規模型と類似)	327	76.2	250.8	18	13.9
自治体 B (小規模型と類似)	190.5	51	139.5	17	8.2

## 8.3 新設と延命化の比較

### (1) LCCの比較

前述の建設費や運営費等に係る検討結果を基に、新施設の整備方法ごとのLCC（ライフサイクルコスト）を比較した結果は、表8-8に示すとおりです。

建設費や運営費等の支出額から、交付金や売電収入等の収入額を控除し、正味の負担額で比較した結果、いずれの場合も220億円程度となり、LCCに大きな差異は見られませんでした。

今後は、浸水対策や渋滞対策の自由度など、それぞれの長所・短所を踏まえて総合的に判断し、新施設の整備方法を検討する必要があります。

ただし、小規模型の延命化は、大規模型の延命化と比較してLCCに大きな差異はないことに加え、エネルギー回収率が低く、第4章で掲げた広域処理の検討に係る基本的な考え方の一つである「脱炭素に向けた取組の推進」に合致しないことから、新施設の整備方法には適さないと考えられます。

なお、これらは上記のとおり、他都市の落札実績から簡易的に計算したものであり、現時点では見込んでいない費用もあるため、詳細な費用については、今後検討が必要です。

表8-8 整備方法ごとのLCCの比較（単位：億円／税抜）<sup>9</sup>

項目	新設	延命化(大規模型)	延命化(小規模型)
建設費	224	88	53
交付金	-70.2	-44	-26.5
交付税措置 <sup>10</sup>	-59.1	-19.8	-11.9
残存価値 <sup>11</sup>	-49.2	0	0
新施設に係る運営費	97.2	153	153.0
既存施設に係る運営費 <sup>12</sup>	97	59.4	59.4
売電収入 <sup>13</sup>	-16.1	-12.2	-4.5
合計	223.6	224.4	222.5

<sup>9</sup> 設備の改修等に要する費用は、新設・延命化それぞれの場合で、令和5年度以降に差異が生じ始めるため、令和5年度から延命化した場合の稼働目標年度である令和25年度までの20年間を対象に、LCCの比較を行います。

<sup>10</sup> 起債償還額の交付税措置分

<sup>11</sup> 新施設の耐用年数は、新設の場合は25年、延命化の場合は15年と仮定します。この場合、対象期間の令和25年度をもって延命化した施設の稼働が終了することとなるため、延命化の残存価値は0円となりますが、新設の場合には継続して稼働できることから、残存価値が発生します。

<sup>12</sup> 新施設の稼働開始までの間に供用される既存施設に係る運営費

<sup>13</sup> 売電量は、表7-19（利用可能なエネルギー量）のとおり、新設と大規模延命化の場合で同等の量が見込まれますが、大規模延命化とする場合に活用することを想定している二酸化炭素排出抑制対策事業費では、電力の固定価格買取制度を利用した売電が認められないため、両者の間に売電収入額の差異が生じています。

## 8.4 財源計画

ごみ処理施設の整備には、国の交付金制度が活用できるため、整備時の費用を適切に判断するには、これを考慮した財源計画を作成する必要があります。ここでは、交付金制度の概要を整理し、財源計画の在り方を検討します。

### (1) ごみ処理施設に関する交付金制度

#### ① 新設とする場合

ごみ処理施設の整備には、一般的に「循環型社会形成推進交付金」(以下「循環交付金」といいます。)及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入事業)」(以下「CO<sub>2</sub>交付金」といいます。)が活用されています。これら交付金制度の概要は、表8-9に示すとおりです。

両制度共に、燃焼設備や排ガス処理設備などの設備の種類ごとに1/2又は1/3の交付率が設定されており、交付率1/2に設定されている設備の種類は、CO<sub>2</sub>交付金の方が多くなっています。そのため、同制度を活用することで、より多くの交付金が得られると考えられます。

しかしながら、CO<sub>2</sub>交付金では、循環交付金で認められている、焼却施設で発電した電力の固定価格買取制度(FIT制度)を利用した売却が認められていません。したがって、運営面では、売電収入が得られる循環交付金の方が有利と考えられます。

また、リサイクル施設については、循環交付金の交付対象となっていますが、CO<sub>2</sub>交付金の交付対象には含まれていません。松山ブロックでは、粗大ごみ処理施設(リサイクル施設に該当)も併せて整備することを想定しているため、この点でも、循環交付金の方が有利と考えられます。

以上のことを踏まえ、新設とする場合には、循環交付金を活用することを想定して検討を進めます。

なお、焼却施設については、エネルギー回収率によって交付率が変動するため、計画段階で施設の仕様等を十分に検討する必要があります。

表 8-9 交付金制度の概要(ごみ焼却施設を新設する場合)

	循環交付金	CO <sub>2</sub> 交付金
エネルギー回収率に係る交付要件 (施設規模[t/日]200超、300以下)	16.5%以上(交付率1/3の場合) 20.5%以上(交付率1/2の場合)	16.5%以上
交付率 <sup>14</sup>	1/2、1/3	1/2、1/3
災害廃棄物処理計画の策定	要	不要
災害廃棄物処理体制の強化 (受入に必要な設備を備えること)	交付率1/2は 要	不要
施設エネルギー使用・熱回収に係る CO <sub>2</sub> 排出量の基準への適合	交付率1/2は 要	要
リサイクル処理施設対象	可	可
FIT制度の適用	可	不可

<sup>14</sup> 交付率1/2の対象施設として整備する場合であっても、灰出設備や給水設備など、設備によっては交付率が1/3となるものもあります。

② 松山市南クリーンセンターを延命化する場合

ごみ処理施設を延命化する場合にも、新設の場合と同様に、循環交付金及び CO<sub>2</sub> 交付金が活用されています。交付対象となる事業は、単なる延命化だけでなく、省エネや発電能力の向上など CO<sub>2</sub> 削減に資する機能向上や災害廃棄物処理体制の強化が求められます。制度の概要は、表 8-10 に示すとおりです。

交付率は CO<sub>2</sub> 交付金の方が高いため（災害廃棄物処理体制の強化に係る改良事業を除きます。）、建設面では同交付金の方が有利となります。

また、リサイクル施設については、新設の場合と異なり、両交付金共に交付対象となっており、差異はありません。

新設の場合と同様に、CO<sub>2</sub> 交付金を活用した場合には、FIT 制度を利用した売電が認められていないため、運営面では循環交付金の方が有利となりますが、建設から運営までの総額で比較した場合、CO<sub>2</sub> 交付金の方が有利であると考えられます。

以上のことを踏まえ、松山市南クリーンセンターを延命化する場合には、CO<sub>2</sub> 交付金を活用することを想定して検討を進めます。

ただし、延命化の実施内容によっては、売電収入額と交付金の交付額の大小関係が変動するため、詳細設計等を踏まえ、見直しを行う必要があります。

表 8-10 交付金制度の概要（ごみ焼却施設を延命化する場合）

	循環交付金	CO <sub>2</sub> 交付金
CO <sub>2</sub> 削減率に係る交付要件	3 % 以上	3 % 以上
交付率	1/3	1/2、1/3 <sup>15</sup>
災害廃棄物処理計画の策定 <sup>16</sup>	選択可	選択可
災害廃棄物処理体制の強化 <sup>9</sup> (受入に必要な設備を備えること)	選択可	選択可
施設エネルギー使用・熱回収に係る CO <sub>2</sub> 排出量の基準への適合	要	要
リサイクル処理施設対象	可	可
FIT 制度の適用	可	不可

<sup>15</sup> 災害廃棄物処理体制の強化に係る事業にあつては、交付率は 1/3

<sup>16</sup> 基幹改良事業は、「CO<sub>2</sub> 削減率」又は「災害廃棄物処理計画の策定及び災害廃棄物処理体制の強化」のいずれかの要件を満たせばよいこととなっています。「災害廃棄物処理計画の策定及び災害廃棄物処理体制の強化」の要件を選択する場合には、計画の策定、体制の強化は、循環交付金、CO<sub>2</sub> 交付金いずれの場合にも必要となります。

## (2) 財源内訳

ごみ処理施設の建設に伴う整備費用は、交付金、市債、一般財源を利用することとなります。それぞれの概要は以下のとおりであり、資金調達のイメージは、図 8-3 に示すとおりです。

### ① 交付金

「8.4 財源計画」で示したとおり、循環交付金制度の活用を想定します。

循環交付金制度は、廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進し、広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を支援するため、市町村等が策定する循環型社会形成推進地域計画に位置付けられた施設整備に対する国の総合的支援制度です。

通常は交付率 1/3、高効率エネルギー回収に必要な設備やそれを備えた施設に必要な災害対策設備には交付率 1/2 が適用されます。

### ② 市債

地方債制度のうち、一般的に、ごみ処理事業を対象としているものは、「一般廃棄物処理事業債」であり、令和 3 年度の総務省が定める充当率は、交付対象事業で（交付金充当額を差し引いた金額に対して）90%、交付対象外事業で 75%となっています。

なお、市債の元利償還金については、交付対象事業で 50%、補助対象外事業で 30% が後年度に交付税措置されます。

### ③ 一般財源

交付金及び市債を充当できない費用については、一般財源を充当します。

なお、ごみ処理施設の整備には多額の費用を要することから、一般財源分を工面するものとして基金の設置が行われる場合があります。

交付金対象事業費		交付対象外事業費		
市債対象事業費		交付金	一般廃棄物 処理事業債 75%	一般 財源 25%
一般廃棄物処理事業債 90%	一般 財源 10%			

図 8-3 資金調達のイメージ